



応募方法 はがきに
 電話番号を記入のうえ、企
 業標語係」(八幡園内75)
 (当日消印有効) ■その他
 ■問い合わせ 企画部秘書

1

で、10字から15字の
標語と住所、氏名を
画部秘書広報内請
へ ■締切日 10月15日
採用作品には料
広報課 ☎983

八幡市

国体啓発券（看板）の後利用として、1 基を非核平和啓発券として活用することになりました。4 面のうち 2 面は「非核平和と宣言の都市」を抽出し、残りの 2 面に公募した標語を掲出します。標語は次の要領で応募してください。

■掲出場所 上奈良小端（国道 1 号木川大橋南詰）
■掲出サイズ 高さ 4.4ft、幅 1.2ft ■規格等 八幡市非核平和都市宣言の主旨に基づいた内容の標語で、10 字から 15 字程度、電話の募集方法は、かきに標語と住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、企画部秘書広報課内「非核平和と標語係」（八幡圏内75）へ

■締切日 3月18日（当日消印有効） ■その他
採用作品には 粗品進呈 ■問い合わせ 企画部秘書
広報課 ☎983-1111

表1.人件費の状況 (昭和62年度普通会計決算)					昭和63年3月末現在				
住居基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	住居基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率
73,407人	19,543,103千円	149,193千円	4,557,480千円	23.3%					

表2.職員給与費の状況 (昭和63年度普通会計決算)					昭和63年4月現在				
職員数	給与	職員手当	期末・勤労手当	計	1人当り平均給与(税込み)	職員数	給与	職員手当	期末・勤労手当
669人	1,918,536千円	502,704千円	879,182千円	3,300,422千円	4,933千円				

表3.職員の平均給料月額・平均給与月額及び平均年齢の状況					昭和63年4月現在				
区分	一般行政職	技術職	技能労働職	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
八幡市	236,896円	309,738円	35歳7月	255,354円	307,505円	42歳10月			
国	240,510円	—	39歳5月	220,720円	—	47歳7月			

表4.職員の初任給の状況					昭和63年4月現在				
区分	初任給	採用2年経過日給額	初任給	採用2年経過日給額	初任給	採用2年経過日給額	初任給	採用2年経過日給額	初任給
一般行政職	130,100円	144,400円	117,900円	130,100円					
技術職	109,500円	117,900円	99,500円	105,900円					
技能労働職	109,500円	117,900円	97,200円	103,500円					

表5.職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況					昭和63年4月現在				
区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	経験年数35年	経験年数40年	経験年数45年	経験年数50年
一般行政職	214,100円	265,400円	301,100円						
技術職	188,600円	224,500円	282,300円						
技能労働職	185,200円	204,900円	272,900円						

表6.一般行政職の等級別職員数の状況					昭和63年4月現在				
区分	1等	2等	3等	計	区分	1等	2等	3等	計
標準的な職務内容	部長・課長及びこれに相当する職	課長補佐・主事及びこれに相当する職							
職員数	65人	338人		403人					
構成比	16.1%	83.9%		100%					
1年前の構成比	15.1%	84.9%		100%					
5年前の構成比	14.9%	85.1%		100%					

表7.昇給期間短縮の状況					昭和63年4月現在				
区分	昇給期間短縮率	昇給期間短縮率	昇給期間短縮率	昇給期間短縮率	昇給期間短縮率	昇給期間短縮率	昇給期間短縮率	昇給期間短縮率	昇給期間短縮率
八幡市	727人	1.1%							
国	—	—							

表8-1.職員手当の状況					昭和63年4月現在				
区分	6月期 1.9月分、12月期 2.5月分	6月期 1.9月分、12月期 2.5月分	6月期 1.9月分、12月期 2.5月分	6月期 1.9月分、12月期 2.5月分	6月期 1.9月分、12月期 2.5月分	6月期 1.9月分、12月期 2.5月分	6月期 1.9月分、12月期 2.5月分	6月期 1.9月分、12月期 2.5月分	6月期 1.9月分、12月期 2.5月分
支給率	自己都合	勤労・定年	支給率	自己都合	勤労・定年	支給率	自己都合	勤労・定年	支給率
勤続20年	21.672月分	29.799月分	勤続20年	21.00月分	28.875月分				
勤続25年	29.283月分	48.8136月分	勤続25年	33.75月分	44.55月分				
勤続35年	49.665月分	68.112月分	勤続35年	47.50月分	62.70月分				
最高限度額	61.92月分	68.112月分	最高限度額	60.00月分	62.70月分				

表8-2.退職手当の状況					昭和63年4月現在				
区分	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率
八幡市	9%	727人	9%	727人					
国	—	—	—	—					

表8-3.退職手当の状況					昭和63年4月現在				
区分	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率
八幡市	9%	727人	9%	727人					
国	—	—	—	—					

表8-4.退職手当の状況					昭和63年4月現在				
区分	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率
八幡市	9%	727人	9%	727人					
国	—	—	—	—					

表8-5.退職手当の状況					昭和63年4月現在				
区分	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率
八幡市	9%	727人	9%	727人					
国	—	—	—	—					

表8-6.退職手当の状況					昭和63年4月現在				
区分	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率
八幡市	9%	727人	9%	727人					
国	—	—	—	—					

表8-7.退職手当の状況					昭和63年4月現在				
区分	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率
八幡市	9%	727人	9%	727人					
国	—	—	—	—					

表8-8.退職手当の状況					昭和63年4月現在				
区分	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率
八幡市	9%	727人	9%	727人					
国	—	—	—	—					

表8-9.退職手当の状況					昭和63年4月現在				
区分	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率
八幡市	9%	727人	9%	727人					
国	—	—	—	—					

表8-10.退職手当の状況					昭和63年4月現在				
区分	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率
八幡市	9%	727人	9%	727人					
国	—	—	—	—					

表8-11.退職手当の状況					昭和63年4月現在				
区分	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率
八幡市	9%	727人	9%	727人					
国	—	—	—	—					

表8-12.退職手当の状況					昭和63年4月現在				
区分	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率
八幡市	9%	727人	9%	727人					
国	—	—	—	—					

表8-13.退職手当の状況					昭和63年4月現在				
区分	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率
八幡市	9%	727人	9%	727人					
国	—	—	—	—					

表8-14.退職手当の状況					昭和63年4月現在				
区分	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率
八幡市	9%	727人	9%	727人					
国	—	—	—	—					

表8-15.退職手当の状況					昭和63年4月現在				
区分	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率
八幡市	9%	727人	9%	727人					
国	—	—	—	—					

表8-16.退職手当の状況					昭和63年4月現在				
区分	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率
八幡市	9%	727人	9%	727人					
国	—	—	—	—					

表8-17.退職手当の状況					昭和63年4月現在				
区分	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率	支給対象職員数	支給率
八幡市	9%	727人	9%	727人					
国	—	—	—	—					

市職員の給与状況

お知らせします

八幡市職員の給与について、昭和62年度決算状況と昭和63年度当初予算の内容をもとにして、その状況をお知らせします。なお、ここでお知らせする給与等は、税金や各種保険料を差し引く前の額で、手取り額ではありません。

表1・人件費の状況 人件費とは職員に支払う給与のほか、市議会議員、各種委員に支払う報酬なども含んでいます。

表2・職員給与費の状況 給与費のうち、職員手当には、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職手当などがあります。

表3・職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 一般行政職とは、事務や保母など職員構成が最も高い職種（税務、水道、消防、幼稚園などを除く）で、技能労働職とは、調理、生計清掃の職種をいいます。

表4・職員の初任給の状況 この初任給は高校や大学を卒業してすぐの職員となった場合です。

表5・職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 経験年数とは、採用前の職務経験と換算した年数で、職員として在職した年数の合計期間をいいます。

表6・一般行政職の等級別職員数の状況 給与と等級に基づく給料額の等級の区分による職員数です。

表7・昇給期間短縮の状況 従来は12カ月に1度昇給していましたが、昭和60年4月から3回の昇給については、18カ月（6カ月の昇給延長）に1度昇給することとして、現在も昇給延長を実施しています。

表8-1・職員手当の状況 退職手当の1人当たり平均支給額は、昭和62年度に退職した職員の平均です。支給率及び取り扱いについては、本市を含む府下の市町村等で組織している京都府市町村職員退職手当組合の条例で決められ、加入市町村等は、いずれも同じ基準を用いています。また、退職者には退職金を支給する制度があります。

表8-2 調整手当は、給料月額（諸手当を除く）に支給率を乗じて得た額です。

表8-3 特殊勤務手当は、危険や不快感をともなうなど特殊な勤務に従事する職員に支給される手当です。

表9・特別職の報酬等の状況 報酬等の額は、市内各種団体、学識経験者などで構成される特別職報酬等審議会の答申を参考に決められています。

表10・特別職の報酬等の状況 報酬等の額は、市内各種団体、学識経験者などで構成される特別職報酬等審議会の答申を参考に決められています。

表11・特別職の報酬等の状況 報酬等の額は、市内各種団体、学識経験者などで構成される特別職報酬等審議会の答申を参考に決められています。

表12・特別職の報酬等の状況 報酬等の額は、市内各種団体、学識経験者などで構成される特別職報酬等審議会の答申を参考に決められています。

表13・特別職の報酬等の状況 報酬等の額は、市内各種団体、学識経験者などで構成される特別職報酬等審議会の答申を参考に決められています。

表14・特別職の報酬等の状況 報酬等の額は、市内各種団体、学識経験者などで構成される特別職報酬等審議会の答申を参考に決められています。

表15・特別職の報酬等の状況 報酬等の額は、市内各種団体、学識経験者などで構成される特別職報酬等審議会の答申を参考に決められています。

表16・特別職の報酬等の状況 報酬等の額は、市内各種団体、学識経験者などで構成される特別職報酬等審議会の答申を参考に決められています。

表17・特別職の報酬等の状況 報酬等の額は、市内各種団体、学識経験者などで構成される特別職報酬等審議会の答申を参考に決められています。

表18・特別職の報酬等の状況 報酬等の額は、市内各種団体、学識経験者などで構成される特別職報酬等審議会の答申を参考に決められています。

表19・特別職の報酬等の状況 報酬等の額は、市内各種団体、学識経験者などで構成される特別職報酬等審議会の答申を参考に決められています。

表20・特別職の報酬等の状況 報酬等の額は、市内各種団体、学識経験者などで構成される特別職報酬等審議会の答申を参考に決められています。

表21・特別職の報酬等の状況 報酬等の額は、市内各種団体、学識経験者などで構成される特別職報酬等審議会の答申を参考に決められています。

表22・特別職の報酬等の状況 報酬等の額は、市内各種団体、学識経験者などで構成される特別職報酬等審議会の答申を参考に決められています。

表23・特別職の報酬等の状況 報酬等の額は、市内各種団体、学識経験者などで構成される特別職報酬等審議会の答申を参考に決められています。

表24・特別職の報酬等の状況 報酬等の額は、市内各種団体、学識経験者などで構成される特別職報酬等審議会の答申を参考に決められています。

表25・特別職の報酬等の状況 報酬等の額は、市内各種団体、学識経験者などで構成される特別職報酬等審議会の答申を参考に決められています。

表26・特別職の報酬等の状況 報酬等の額は、市内各種団体、学識経験者などで構成される特別職報酬等審議会の答申を参考に決められています。

表27・特別職の報酬等の状況 報酬等の額は、市内各種団体、学識経験者などで構成される特別職報酬等審議会の答申を参考に決められています。

表28・特別職の報酬等の状況 報酬等の額は、市内各種団体、学識経験者などで構成される特別職報酬等審議会の答申を参考に決められています。



